

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

羽島市長

公表日

令和4年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(以下「法」という。)及び法施行令に定める市が処理する事務を法定受託事務として行っている。また、国との協力・連携として保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、これらの事務を行うにあたり、本人の年金記録等を確認し、年金に関する相談や年金記録に関する照会に利用する。</p> <p>具体的な事務は以下のとおり</p> <p>【法、法施行規則、法施行令、国民年金市町村事務処理基準に定める事務】</p> <p>① 被保険者の資格取得等の届出 ② 任意加入被保険者の資格の取得の届出 ③ 資格喪失の届出 ④ 死亡の届出 ⑤ 氏名変更の届出等 ⑥ 住所変更の届出 ⑦ 手帳の再交付の申請 ⑧ 日本国内に住所を有しない被保険者の届出等 ⑨ 請求書等の受理 ⑩ 現況届 ⑪ 付加保険料納付の届出 ⑫ 付加保険料納付の辞退届出 ⑬ 国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当 ⑭ 付加保険料納付該当の届出 ⑮ 付加保険料納付非該当の届出 ⑯ 中国人残留人等の特例措置対象者該当の届出 ⑰ 保険料の免除に関する届出 ⑱ 保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付届出 ⑲ 保険料免除及び納付猶予の申請 ⑳ 保険料学生納付特例の申請 ㉑ 保険料免除及び納付猶予の取消申請 ㉒ 届書等の送付又は再提出</p> <p>【国との協力・連携による事務】</p> <p>① 資格取得時における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 ② 国民健康保険等の市町村公金と併せた口座振替の促進 ③ 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載 ④ 市町村において行われる相談業務 ⑤ 各種情報提供 ⑥ その他地域実情を踏まえた協力</p>
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項（別表第31の項）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（口座登録法）第2条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>羽島市総務部総務課</p> <p>〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地</p> <p>058-392-1111</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>羽島市市民部保険年金課</p> <p>〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地</p> <p>058-392-1111</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成28年3月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 第47、48、50項	削除	事後	
平成28年11月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	加藤 光彦	山内 勝宜	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民年金法等に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理・報告、裁定請求等の受理、保険料免除・猶予、学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務として行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の業務に使用する。</p> <p>①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除・猶予、学生納付特例等申請事務 ④国民年金被保険者及び国民年金保険料に関する所得情報等の提供</p>	<p>国民年金法(以下「法」という。)及び法施行令に定める市が処理する事務を法定受託事務として行っている。また、国との協力・連携として保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等を行っている。特定個人情報ファイルは、これらの事務を行うにあたり、本人の年金記録等を確認し、年金に関する相談や年金記録に関する照会に利用する。具体的な事務は以下のとおり【法、法施行規則、法施行令、国民年金市町村事務処理基準に定める事務】① 被保険者の資格取得等の届出 ② 任意加入被保険者の資格の取得の届出 ③ 資格喪失の届出 ④ 死亡の届出 ⑤ 任意脱退の承認申請 ⑥ 資格喪失の届出 ⑦ 氏名変更の届出等 ⑧ 住所変更の届出 ⑨ 手帳の再交付の申請 ⑩ 日本国内に住所を有しない被保険者の届出等 ⑪ 請求書等の受理 ⑫ 現況届 ⑬ 付加保険料納付の届出 ⑭ 付加保険料納付の辞退届出 ⑮ 国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当 ⑯ 付加保険料納付該当の届出 ⑰ 付加保険料納付非該当の届出 ⑱ 中国人残留人等の特例措置対象者該当の届出 ⑲ 保険料の免除に関する届出 ⑳ 保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付届出 ㉑ 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 ㉒ 保険料学生納付特例の申請 ㉓ 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 ㉔ 届書等の送付又は再提出【国との協力・連携による事務】① 資格取得時における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 ② 国民健康保険等の市町村公金と併せた口座振替の促進 ③ 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載 ④ 市町村において行われる相談業務 ⑤各種情報提供 ⑥ その他地域実情を踏まえた協力</p>	事後	
平成29年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、宛名管理システム、中間サーバー	国民年金システム、福祉年金システム、宛名管理システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第31項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
平成29年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	山内 勝宜	田中 文詞	事後	
平成29年6月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	羽島市市民部保険年金課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(以下「法」という。)及び法施行令に定める市が処理する事務を法定受託事務として行っている。また、国との協力・連携として保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等を行っている。特定個人情報ファイルは、これらの事務を行うにあたり、本人の年金記録等を確認し、年金に関する相談や年金記録に関する照会に利用する。具体的な事務は以下のとおり【法、法施行規則、法施行令、国民年金市町村事務処理基準に定める事務】① 被保険者の資格取得等の届出 ② 任意加入被保険者の資格の取得の申出 ③ 資格喪失の届出 ④ 死亡の届出 ⑤ 任意脱退の承認申請 ⑥ 資格喪失の申出 ⑦ 氏名変更の届出等 ⑧ 住所変更の届出 ⑨ 手帳の再交付の申請 ⑩ 日本国内に住所を有しない被保険者の届出等 ⑪ 請求書等の受理 ⑫ 現況届 ⑬ 付加保険料納付の申出 ⑭ 付加保険料納付の辞退申出 ⑮ 国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当 ⑯ 付加保険料納付該当の届出 ⑰ 付加保険料納付非該当の届出 ⑱ 中国人残留人等の特例措置対象者該当の申出 ⑲ 保険料の免除に関する届出 ⑳ 保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付申出 ㉑ 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 ㉒ 保険料学生納付特例の申請 ㉓ 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 ㉔ 届書等の送付又は再提出【国との協力・連携による事務】① 資格取得時における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 ② 国民健康保険等の市町村公金と併せた口座振替の促進 ③ 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載 ④ 市町村において行われる相談業務 ⑤ 各種情報提供 ⑥ その他地域実情を踏まえた協力	国民年金法(以下「法」という。)及び法施行令に定める市が処理する事務を法定受託事務として行っている。また、国との協力・連携として保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等を行っている。特定個人情報ファイルは、これらの事務を行うにあたり、本人の年金記録等を確認し、年金に関する相談や年金記録に関する照会に利用する。具体的な事務は以下のとおり【法、法施行規則、法施行令、国民年金市町村事務処理基準に定める事務】① 被保険者の資格取得等の届出 ② 任意加入被保険者の資格の取得の申出 ③ 資格喪失の届出 ④ 死亡の届出 ⑤ 資格喪失の申出 ⑥ 氏名変更の届出等 ⑦ 住所変更の届出 ⑧ 手帳の再交付の申請 ⑨ 日本国内に住所を有しない被保険者の届出等 ⑩ 請求書等の受理 ⑪ 現況届 ⑫ 付加保険料納付の申出 ⑬ 付加保険料納付の辞退申出 ⑭ 国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当 ⑮ 付加保険料納付該当の届出 ⑯ 付加保険料納付非該当の届出 ⑰ 中国人残留人等の特例措置対象者該当の申出 ⑱ 保険料の免除に関する届出 ⑲ 保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付申出 ⑳ 保険料免除及び納付猶予の申請 ㉑ 保険料学生納付特例の申請 ㉒ 保険料免除及び納付猶予の取消申請 ㉓ 届書等の送付又は再提出【国との協力・連携による事務】① 資格取得時における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 ② 国民健康保険等の市町村公金と併せた口座振替の促進 ③ 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載 ④ 市町村において行われる相談業務 ⑤ 各種情報提供 ⑥ その他地域実情を踏まえた協力	事後	
平成30年11月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	田中 文詞	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(以下「法」という。)及び法施行令に定める市が処理する事務を法定受託事務として行っている。また、国との協力・連携として保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等を行っている。特定個人情報ファイルは、これらの事務を行うにあたり、本人の年金記録等を確認し、年金に関する相談や年金記録に関する照会に利用する。具体的な事務は以下のとおり【法、法施行規則、法施行令、国民年金市町村事務処理基準に定める事務】① 被保険者の資格取得等の届出 ② 任意加入被保険者の資格の取得の届出 ③ 資格喪失の届出 ④ 死亡の届出 ⑤ 資格喪失の届出 ⑥ 氏名変更の届出等 ⑦ 住所変更の届出 ⑧ 手帳の再交付の申請 ⑨ 日本国内に住所を有しない被保険者の届出等 ⑩ 請求書等の受理 ⑪ 現況届 ⑫ 付加保険料納付の届出 ⑬ 付加保険料納付の辞退届出 ⑭ 国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当 ⑮ 付加保険料納付該当の届出 ⑯ 付加保険料納付非該当の届出 ⑰ 中国人残留人等の特例措置対象者該当の届出 ⑱ 保険料の免除に関する届出 ⑲ 保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付届出 ⑳ 保険料免除及び納付猶予の申請 ㉑ 保険料学生納付特例の申請 ㉒ 保険料免除及び納付猶予の取消申請 ㉓ 届書等の送付又は再提出【国との協力・連携による事務】① 資格取得時における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 ② 国民健康保険等の市町村公金と併せた口座振替の促進 ③ 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載 ④ 市町村において行われる相談業務 ⑤各種情報提供 ⑥ その他地域実情を踏まえた協力	国民年金法(以下「法」という。)及び法施行令に定める市が処理する事務を法定受託事務として行っている。また、国との協力・連携として保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等を行っている。特定個人情報ファイルは、これらの事務を行うにあたり、本人の年金記録等を確認し、年金に関する相談や年金記録に関する照会に利用する。具体的な事務は以下のとおり【法、法施行規則、法施行令、国民年金市町村事務処理基準に定める事務】① 被保険者の資格取得等の届出 ② 任意加入被保険者の資格の取得の届出 ③ 資格喪失の届出 ④ 死亡の届出 ⑤ 氏名変更の届出等 ⑥ 住所変更の届出 ⑦ 手帳の再交付の申請 ⑧ 日本国内に住所を有しない被保険者の届出等 ⑨ 請求書等の受理 ⑩ 現況届 ⑪ 付加保険料納付の届出 ⑫ 付加保険料納付の辞退届出 ⑬ 国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当 ⑭ 付加保険料納付該当の届出 ⑮ 付加保険料納付非該当の届出 ⑯ 中国人残留人等の特例措置対象者該当の届出 ⑰ 保険料の免除に関する届出 ⑱ 保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付届出 ⑲ 保険料免除及び納付猶予の申請 ⑳ 保険料学生納付特例の申請 ㉑ 保険料免除及び納付猶予の取消申請 ㉒ 届書等の送付又は再提出【国との協力・連携による事務】① 資格取得時における保険料納付案内、口座振替、前納の促進 ② 国民健康保険等の市町村公金と併せた口座振替の促進 ③ 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載 ④ 市町村において行われる相談業務 ⑤各種情報提供 ⑥ その他地域実情を踏まえた協力	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	-	1～9項目まで新規追加	事後	様式改正に伴う変更
令和2年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月19日時点	令和2年2月28日時点	事後	評価書見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月19日時点	令和2年2月28日時点	事後	評価書見直しに伴う変更
令和4年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(口座登録法)第2条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条	事前	